



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会社名 岡 谷 電 機 産 業 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 山 田 尚 人  
社 長 執 行 役 員  
(コード番号 6926 東証第一部)

問い合わせ先

上 席 執 行 役 員 本 間 勤  
経 営 企 画 室 長  
(TEL 03-4544-7000)

## 当社従業員による不正行為の発覚及び当該不正行為等による 業績への影響並びに決算発表の延期に関するお知らせ

このたび、誠に遺憾ではございますが、当社従業員による不正が発覚しましたので、お知らせいたします。本件につきましては、発覚後、直ちに社内調査を開始し、全容の解明に取り組んでまいりました。調査の結果、不正の事実が判明したため、下記のとおりお知らせいたします。

当社の株主・投資家の皆様をはじめ、市場関係者及び取引先の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

### 1. 不正行為の発覚の経緯

平成 29 年 11 月ごろ、当社の従業員から、元埼玉技術センターの責任者（以下「元責任者」といいます。）が「会社に関係ないものを購入している可能性がある」との情報提供があったため、社内で調査を進めたところ、業務に必要な事務用品と全く関係のないものを購入していた事実が判明しました。その後もその他の不正行為が存在しないか当社管理本部を中心に調査を継続しました。

その結果、平成 30 年 4 月上旬に、元責任者が、職制上の立場を利用して、相当期間にわたり、ある特定の仕入先と共謀して、不正発注を行い、共謀者とともに不正な利益を受領して着服するなど不正を繰り返していたことが判明しました。また、その他の仕入先との不正取引の可能性が排除できなかったため、同年 4 月 19 日に外部の専門家を含む社内調査委員会を設置し、事実関係の徹底調査を開始いたしました。

### 2. 社内調査委員会の設置

本件の事実関係等について、徹底して調査を行うため、以下のとおり、外部の弁護士及び公認会計士を含む社内調査委員会を設置し、本件の事実の解明及び原因究明、業績に与える影響の調査及び再発防止策の提言、その他類似行為の有無の調査を実施いたしました。

(社内調査委員会メンバー)

委員長	清田 宗明	当社取締役
委員	高屋舗 明	当社取締役
委員	中山 淳	当社上席執行役員
委員	黒崎 政道	当社上席執行役員
委員	福田 茂	当社総務部長
委員	新原 幹男	当社経営監査室長
委員	小林 博行	当社経営監査室
社外委員	吉田 康	弁護士 吉田康法律事務所
社外委員	吉田 夢子	弁護士 吉田康法律事務所
社外委員	井上 寅喜	公認会計士 (株)アカウンティング・アドバイザー

### 3. 社内調査委員会の調査の方法

社内調査委員会は、取引証憑及び関連書類の調査、社内関係者のデジタル・フォレンジックによる電子メール及び電子ファイルのレビュー、社内貸与 PC の分析、社内関係者及び社外関係者へのインタビュー、並びに元責任者の支配下にあった従業員へのアンケート調査を実施しました。

### 4. 調査の結果

元責任者は、仕入先 3 社と共謀して、不正発注を行い、社外の共謀者とともに不正な利益を受領するなど、平成 20 年 3 月から平成 30 年 1 月までの期間にわたり、不正金額約 245 百万円を着服していました。また、元責任者は、設備関連の業者 3 社と共謀して、工事を不正発注する手法により、不正な利益を受領して着服するなど不正の事実（不正金額約 10 百万円）が明らかになりました。加えて、部下の人事権を掌握する立場を利用し、部下の一部を不正行為に協力させていた事実も判明しました。

調査の結果、不正行為の被害額は、複数年累計で約 255 百万円であります。なお、元責任者等から本日までに被害額の一部約 101 百万円がすでに当社に弁済されており、引き続き、残債の回収に努めてまいります。

### 5. 過年度決算に与える影響

不正行為が行われた期間の各年度の不正金額は、約 30 百万円程度であり、過年度の連結損益計算書に与える影響は小さく、また、同期間の年度末の純資産への影響も軽微であることから、当社の過年度の連結財務諸表に重大な影響を及ぼしていないため、過年度決算への遡及修正は行わないことといたしました。

### 6. 平成 30 年 3 月期の連結業績への影響

本事案に関する不適切な会計処理について、当事業年度において一括的に反映させるため、不正発注累計額約 230 百万円（消費税抜）及び工事の不正発注累計額約 10 百万円（消費税抜）、合計約 240 百万円（消費税抜）は製造費用（売上原価）を取り消します。また、不正金額累計である 255 百万円から、決算日である本年 3 月 31 日までにすでに元責任者から弁済されている約 4 百万円を除く金額約 251 百万円を決算日現在において元責任者及び外部の共謀者に対する求償権として未収入金

に計上いたします。なお、当該債権の回収可能性を評価して、決算日以降に回収した約 97 百万円を未収入金 251 百万円から控除した約 154 百万円を貸倒引当金繰入額として営業外費用に計上いたします。

なお、本件による業績に与える影響以外に訴訟関連引当金の繰り入れ 170 百万円があること等を総合的に勘案し、平成 30 年 3 月期の連結業績予想につきましては、修正しないことといたします。

## 7. 再発防止策の実施

以下の再発防止策を早急に実施いたします。

- ・取引先等との癒着を構築させない定期的な人事ローテーションルールの導入
- ・購買業務プロセスの適切な運用の徹底
- ・稟議制度等のルールの見直しと徹底
- ・内部通報制度の周知徹底
- ・役職員へのコンプライアンス教育の徹底（取引先等との癒着防止、社内ルール遵守等を徹底）
- ・内部監査機能の強化

## 8. 今後の対応について

### （1）平成 30 年 3 月期連結決算発表について

本件を受けまして、平成30年 3 月期決算短信（連結）につきまして、本年 5 月11日発表の予定でしたが、上記の社内調査の結果を受けて、税金計算等を織り込んだ正確な数値は引き続き精査しております。このため、発表日を 5 月18日に延期させていただくこととなりました。

### （2）処分等

本件不正行為を受け、実行者である元責任者及び社内協力者に対しては社内調査委員会の報告に基づき、社内規程に従って厳正な処分を行うとともに、元責任者及び社外の共謀者に対しては、損害賠償請求訴訟の提起その他の法的措置等も視野に入れた法的責任の追及も検討いたします。また、役員につきましても、本件不正行為の監督責任を明確にするため、厳正な処分を行います。

以 上